

○草津市産学連携スタートアップ事業補助金交付要綱

平成19年6月1日

告示第132号

改正 平成21年4月1日告示第87号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の中小企業者の経営の安定と経済の活性化を図り、大学等を活かした取組による新たな事業の展開を促進するため、中小企業者が県内の大学等（以下「大学等」という。）と連携して行う研究開発を行うために要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、大学、または短期大学をいう。
- (3) 研究開発 事物、機能、現象等について新たな知識を得るために、または、既存の知識の新たな活用を図るために行われる創造的な活動であって、製品、技術、サービス等に関する課題の解消を図るために行われるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす個人または中小企業者とする。

- (1) 市内に引き続いて1年以上居住している者または、本社、もしくは本店を置いている法人
- (2) 市税の滞納および市の名種の融資の償還に滞りのないこと。
- (3) 次条に規定する事業において、国、県または市の他の制度による補助金、その他これに類するものを受けていないこと。

- (4) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市の経済の活性化、または地域の振興に資することが期待できるものとして市長が認めるもの
(補助対象事業および補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が大学等と連携して行う研究開発のうち次に掲げるもので、当該年度内に完了する事業とする。

- (1) 試験、調査または分析
- (2) 共同研究

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために大学等と締結した補助対象者が契約に基づき支出する経費のうち、市長が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、500,000円を上限として、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画概要書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 大学等から提出された見積書
- (4) 大学等から提出された提案書
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の申請の取下げ)

第7条 規則第6条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通

知を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定の取り消し）

第8条 市長は、規則第9条に規定するもののほか、補助事業者が第3条各号のいずれかの要件を欠いた場合も、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大学等と締結した契約書の写し
- (2) 収支精算書
- (3) 大学等から提出された研究報告書の写し
- (4) 大学等から提出された請求書および領収書またはこれに代わる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書およびその添付書類の提出期限は、補助対象事業の完了後3月を超えない日または当該補助金の交付決定のあった日が属する年度の翌年度の4月10日の、いずれか早い日までとする。

（書類の整備）

第10条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備し保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、補助対象事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第87号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の草津市産学連携スタートアップ事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度以降の年度分の補助金から適用する。

別記様式第1号(第6条第1号関係)

草津市産学連携スタートアップ事業 計画概要書

会社名 _____
代表者名 _____ 担当者 役職 _____ 氏名 _____
事業所の所在地 〒 _____
電話番号 _____ FAX番号 _____ E-mail _____
設立 _____ 年 _____ 月 _____ 資本金 _____ 万円 従業員数 _____ 人
事業内容 _____
申請プロジェクト名 _____
対象大学・学部・学科 _____
研究者名 _____
◆ 申請プロジェクトの形態 <あてはまるものを○で囲む> 委託研究 (試験・調査・分析) / 共同研究 / 技術指導 / その他 ()
◆ 委託契約等の予定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日
◆ 経費概算 _____ 万円

申請プロジェクトの概要

様式第2号(第7条関係)

草津市産学連携スタートアップ事業補助金に
係る補助事業の交付申請取下届出書

年 月 日

草津市長 様

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け 発第 _____ 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

交付申請取り下げ理由 _____

別記様式第1号（第6条第1号関係）

様式第2号（第7条関係）